

森林整備保全事業設計積算要領等の一部改正に係る取扱いについて

今般、森林整備保全事業設計積算要領等が一部改正となりました。

(林野庁HP： ホーム > 分野別情報 > 森林整備保全事業の設計・積算・施工基準等
> 積算基準 URL：http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html)

つきましては、東北森林管理局ではこれらの改正について下記のとおり適用することとしましたのでお知らせします。

記

1. 令和2年4月1日以降に発注する森林土木工事及び調査業務等において適用するもの
の
<森林整備保全事業設計積算要領の制定について>
(令和2年4月2日付け一部改正※ただし、現場管理費率の改正のみ適用)
2. 令和2年6月1日以降に発注する森林土木工事及び調査業務等において適用するもの
の
<森林整備保全事業標準歩掛の制定について>
(令和2年4月2日付け一部改正)
<森林整備保全事業設計積算要領の制定について>
(令和2年4月2日付け一部改正)
<森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について>
(令和2年4月2日付け一部改正)
<森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について>
(令和2年4月2日付け一部改正)
<森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について>
(令和2年4月2日付け一部改正)
<森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて>
(令和2年4月2日付け一部改正)
<東日本大震災の被災地で適用する森林整備保全事業標準歩掛について>
(令和2年4月2日付け一部改正)

お問い合わせ先： 東北森林管理局

森林整備部森林整備課 TEL 018-836-2163

計画保全部治山課 TEL 018-836-2260